

第1回いわき市環境緑化審議会

平成18年5月12日(金)

いわき市文化センター2F

式次第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付式
- 3 助役あいさつ
- 4 会長選出
- 5 諮 問
- 6 委員紹介
- 7 事務局員紹介
- 8 「いわき市緑の保護及び緑の育成に関する条例」の説明
- 9 議 事
 - (1) 会長代理の指名について
 - (2) 議事録署名人の指名について
 - (3) 保存樹木・樹林の新規指定について
 - (4) 次回開催について
- 10 その他
- 11 閉 会

委員紹介

任期:平成18年5月12日～平成20年5月11日
(五十音順)

No.	氏名	職業・団体等
1	オオタニ コズイ 大谷 湖水	想作室ココア・ライター
2	オジマ ショウジ 尾島 将司	いわき翠の杜高等学校 非常勤講師
3	カネコ マサヒコ 金子 正彦	(一般公募)
4	カハラ セイコ 加原 世子	ガーデンカフェ花遊庭
5	カミヤ シゲル 神谷 榮	公園ボランティア代表 愛谷町区長
6	キダ トキコ 木田 都城子	いわき樹木病院・樹木医
7	クサノ ヒロツグ 草野 弘嗣	いわき市農業委員会・会長
8	クヰミ シュクコ 九頭見 淑子	じょうばん街工房21 副会長
9	サトウ シゲル 佐藤 滋	福島県いわき建設事務所 企画調査グループ課長
10	タカハシ ヨシコ 高橋 仔志子	いわき女性建築士の会 顧問

No.	氏名	職業・団体等
11	タゴ エイジ 田子 英司	いわき青年林業会議所 会長
12	タナカ ユカ 田仲 結香	(一般公募)
13	タニヒラ マサコ 谷平 雅子	いわき植物の会 代表
14	ハセガワ タカシ 長谷川 孝	常磐開発(株) 樹木医
15	ハラダ マサミツ 原田 正光	福島工業高等専門学校 建設環境工学科 助教授 工学博士
16	フルウチ エイチ 古内 栄一	いわき市公園緑地観光公社 理事
17	マツザキ カズヨシ 松崎 和敬	いわき地域環境科学会・会長
18	マツザキ トモヒロ 松崎 智弘	いわき青年会議所 事業室長 (株)マツザキガーデン
19	マツザキ マサノブ 松崎 正信	いわき市森林組合・参事
20	ムトウ シンイチ 武藤 眞一	好間工業団地連合会・理事 (株)江東微生物研究所・取締役副所長

■ 第1条(目的)

この条例は、いわき市の緑を保護し、緑を育成することによって市民の健全な心身の維持形成と安全で快適な生活環境の確保を図り、もって明るく、住みよい、豊かな都市づくりに資することを目的とする。

■ 第3条(緑化推進責務)

市長は、緑の保護と育成を図るための基本的かつ総合的な施策を定め、緑豊かなまちづくりに努めなければならない。

- 2 市民は、緑豊かな生活環境をつくるため、緑の保護と育成に自ら努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、緑の保護と育成を図るため、必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

■ 第4条(基本方針)

市長は、第1条の目的を達成するため、市における緑の保護と育成に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 緑の保護と育成に関する基本構想

(2) 緑の保護と育成に関する基本方針

(3) その他緑の保護と育成に必要な基本的事項

3 市長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめいわき市環境緑化審議会の意見を聞かなければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

■ 第5条(保存樹木等の指定)

市長は、樹木又はその集団のうち、良好な自然環境の確保又は美観風致を維持するために特に必要があると認めるものを、その所有者の同意を得て、保存樹木又は保存樹林(以下「保存樹木等」という。)として指定することができる。

- 2 市長は、保存樹木等の指定をしようとするときは、あらかじめいわき市環境緑化審議会の意見を聞かなければならない。
- 3 市長は、第1項の指定をしたときは、当該指定に係る保存樹木等の所有者に対し、別に定める指定書を交付するとともに、遅滞なく、公表しなければならない。
- 4 市長は、所有者に対し保存樹木等の枯損の防止その他の保全について必要な助言及び援助をしなければならない。
- 5 (次ページ→)

■ 第5条(保存樹木等の指定)

5 第1項の規定は、次の各号に掲げる樹木又はその集団については適用しない。

- (1) 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」により指定された特別保護地区の区域内の樹木
- (2) 「文化財保護法」により指定され、又は仮指定された樹木又はその集団
- (3) 「森林法」により指定された保安林に係る樹木又はその集団
- (4) 「自然公園法」に規定する自然公園の区域として指定された区域内に所在する樹木又はその集団
- (5) 「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に規定された樹木又はその集団
- (6) 「都市計画法」により風致地区に指定された区域内に所在する樹木又はその集団
- (7) 「自然環境保全法」により規定された区域内に所在する樹木又はその集団
- (8) 「都市緑地法」により指定された区域内に所在する樹木又はその集団
- (9) 「景観法」により指定された樹木
- (10) 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木又はその集団で前各号に掲げる以外のもの

■ 第11条(指定の解除)

市長は、保存樹木等が第5条第5項各号の一に該当するに至ったとき、又は保存樹木等について滅失枯死等により、指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその指定を解除しなければならない。

- 2 市長は、公益上その他特別の理由があるときは、保存樹木等の指定を解除することができる。
- 3 所有者は、市長に対し保存樹木等について、前項の規定による指定の解除を申請することができる。
- 4 第5条第2項の規定は、第1項又は第2項の規定により保存樹木等の指定を解除する場合について準用する。
- 5 市長は、第1項又は第2項の規定により保存樹木等の指定を解除したときは、その旨を当該指定の解除に係る保存樹木等の所有者に通知するとともに、遅滞なく、公表しなければならない。
- 6 前項の通知を受けた者は、速やかに、第5条第3項に規定する指定書を返付しなければならない。

■ 第21条(環境緑化審議会)

この条例によりその権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じ、緑の保護と育成を図るための重要事項を調査審議するため、いわき市環境緑化審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員20名以内で組織する。
- 3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 緑化について専門的な知識を有するもの
 - (2) 緑化推進団体の構成員
 - (3) 一般市民
 - (4) 関係行政機関の職員

(4項以降次ページ→)

■ 第21条(環境緑化審議会)

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は再任されることができる。
- 6 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 7 会長は、会務を総理する。
- 8 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。
- 9 審議会は、会長が招集する。
- 10 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 11 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は市長が定める。